プレミアム付商品券
消費喚起に各地で成果

　今年度も都内各地の区市商連等でプレミアム付き商品券が続々発行され、地域経済活性化に成果をあげている。高齢者や子育て層への割り増しプレミアムの提供や、小規模店舗向け専用券を設定するなど。とくに来年秋に予定されている消費税増税時には、地元商店街ならではの工夫を凝らした消費喚起策で日本経済を下支えしたい。

　これまでに発行された今年度の主な商品券は以下の通り。

〇中央区　10％プレミアム付き「区内共通買物券（ハッピー買物券）」を6月17日（日）より販売し即日完売／1冊1万1000円（500円券×22枚）相当分の買物券を1万円で販売／利用期間6月17日～平成31年3月31日／1人当たり購入限度5冊まで／発行総額5億5000万円相当

〇世田谷区　10％プレミアム付区内共通商品券を5月15日～21日予約受付、販売6月23日（土）午前10時～2時／1冊1万1000円（1000円券11枚）相当分を1万円で販売／利用期間は6月23日～12月22日／1人あたり購入限度10冊まで（子育て世帯枠での申込みは1世帯10冊まで）／発行総額13億2000万円相当（最優先予約：平成30年6月23日現在で75歳以上の高齢者・障害のある方（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者手帳をお持ちの方）・子育て世帯（中学3年生までの子がいる世帯）8億8000万円相当／優先予約：65歳以上75歳未満の高齢者：2億2000万円／その他一般予約：2億2000万円）

〇品川区　春季プレミアム10％付区内共通商品券を予約申込4月11日～23日ハガキ必着、当選者に5月11日（金）～21日（月）に販売／5500円相当分（500円券×11枚）を5000円で販売／利用期間は5月11日～9月30日／1人当たり購入限度8冊まで／6月1日（金）～8日（金）に売れ残り分の販売。発行総額3億3000万円相当　※秋期にも3億円分発行の予定

〇葛飾区　かつしかプレミアム付商品券を予約申込4月25日～5月31日必着にて受付け、抽選販売／1万1000円相当（500円券×22枚）を1万円で販売（プレミアム率10％）／利用期間は7月4日～12月31日／1人あたり購入限度3セットまで／発行総額4億5100万円相当

〇北区　10％プレミアム付き「北区内共通商品券」を6月30日（土）より販売／1万1000円（500円券×22枚）相当分を1万円で販売／利用期間は6月30日～平成31年3月31日／1人当たり購入限度2冊まで／発行総額は1万冊＝1億1000万円相当／▽高齢者（北区在住65歳以上）向け15％プレミアム付き商品券を9月8日（土）より販売▽子育て世帯（北区在住の中学生以下）向け15％プレミアム付き商品券を12月2日（日）より販売／ともに1万1500円（500円券×23枚）相当分を1万円で販売／利用期間はそれぞれ発行日～平成31年3月31日／それぞれの購入限度は1人1冊

〇港区　6月19日～23日ネットにて購入申込み、7月2日（月）より▽「プレミアム10％付スマイル商品券　共通券」＝1万1000円相当（500円券×22枚）を1万円にて販売、▽小規模店舗等でのみ使用できる「プレミアム20％付スマイル商品券　限定券」＝1万2000円相当（500円券×24枚）を1万円にて販売／利用期間は7月2日～12月31日／1人当たり購入限度5冊まで（「共通券」「限定券」の組合せは自由）／発行総額は、「共通券」1万冊＝1億1000万円相当、「限定券」5000冊＝6000万円相当

〇文京区　2018年度東日本大震災等復興協力プレミアムお買物券を7月10日～25日予約受付、8月22日（水）～9月3日（月）引換期間／1万1000円相当（500円券×22枚）を1万円にて販売／利用期間は9月3日～平成31年1月31日／販売専用ハガキ応募は1人5セット（1世帯3名まで）インターネット応募は1人4セットまで／発行総額は3億3000万円相当

〇足立区　10％プレミアム付商品券を9月1日～30日予約抽選応募期間（専用ハガキ、ウェブ）10月20日（土）～31日（水）引換期間／5500円相当分（500円券×11枚）を5000円にて販売／利用期間は10月20日～平成31年3月31日／購入限度は1人4セットまで／発行総額は2億2000万円

『2018年版 小規模企業白書』の概要②

小規模事業者数 5年で41万者減

第1部　平成29年度の小規模事業者の動向

第2章　小規模事業者の構造分析

　我が国の中小企業は、2014年時点で約381万者と企業数全体の99・7％を占めており、従業者数は約3361万人と雇用全体の7割を創出している。企業規模別に内訳を見ると、2009年～2014年では中規模企業が約2万者増加している傍ら、大企業は約800者、小規模事業者は約41万者減少しており、企業数の減少には小規模事業者の減少の影響が大きいと言える（第1-2-6図）。

　小規模事業者は、全体で325万者おり、中小企業全体の約9割を占める。2009年～2014年までの小規模事業者数の増減をみると、特に「小売業」、「宿泊・飲食サービス業」の減少が多い。

■業種ごとの強みと課題

　アンケートでは、「小売業」は、「地域に密着している」ことを強みだと回答する事業者の割合が約9割となっている。地域の顧客と良い関係を構築することが大切な業種であると考えられる。一方で、「宿泊業・飲食サービス業」は、他の業種に比べ、「アフターサービスが充実している」ことを強みと感じる事業者の割合が低い。これは、生産と消費の同時性がある業種の特徴といえよう。

　経営上の課題を業種別に確認すると、「小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」は、「売上低下・売上高の伸び悩み」が最も課題と感じている。

第1-2-6図　小規模事業者の類型別に見た企業数の変化（2009年～2014年）

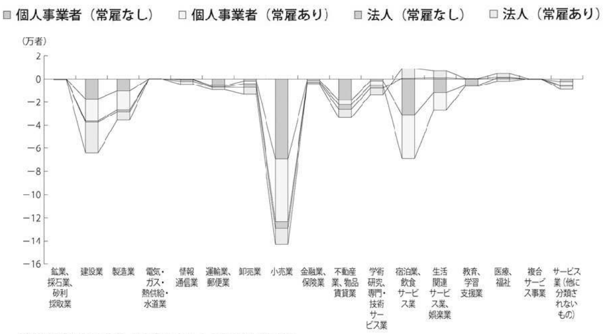

資料：総務省「平成21年、26年経済センサス－基礎調査」再編加工

商店街の公共的活動への会員の意識
平成29年度　都振連調査報告書より⑥

公共的活動の継続に必要なこと

「商店街・商店会内の協力者の数を確保」（55.2％）の回答がもっとも多い。

公共的活動のコンセンサスを内部・地域で得ることが重要。

商店街が公共的活動を続けていくために、今後必要なことは何ですか（複数回答）

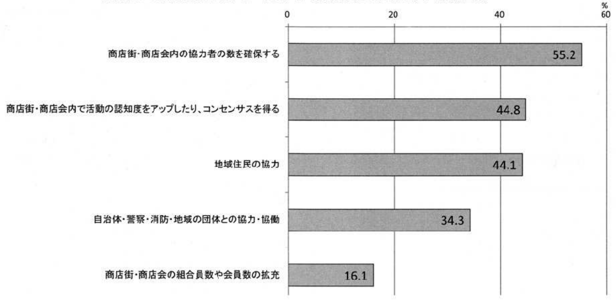

新・商店街リーダー塾
商店街の「今」を知り「未来」を考えよう！
東京都産業労働局
公益財団法人 東京都中小企業振興公社

新・商店街リーダー塾　受講者募集中

「新・商店街リーダー塾」は、商店街活性化を検討する“商店街リーダー”に必要となる「現状分析力」「提案力」「実行力」を高めるためのセミナー形式の勉強会です。

	日時	場所	内容
第1回	10月4日(木) 14：00～17：00	東京都中小企業振興公社 （千代田区　神田和泉町）	理論講義 商店街活性化プラン作成の全体像をつかむ 商店街活性化プランの事例紹介、調査・分析等を学ぶ
第2回	11月12日(月) 14：00～17：00	京王八王子商店会 （八王子市）	現地講義 現地視察と商店街調査の内容を発表 グループディスカッション
第3回	11月29日(木) 14：00～17：00	高円寺パル商店街振興組合 （杉並区）	現地講義 現地視察と商店街調査の内容を発表 グループディスカッション
第4回	2月25日(月) 14：00～17：00	東京都中小企業振興公社 （千代田区　神田和泉町）	成果発表 モデル商店街が作成した活性化プランの発表 商店街活性化プランに対するグループディスカッション

【申込方法】受講者募集の詳細は、公社ホームページをご確認ください。
（http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/shonin/leaderjuku.html）
【問合せ先】（公財）東京都中小企業振興公社　経営戦略課　電話：03－5822－7237

活性化の第一歩は“振興組合化”から

▼商店街振興組合とは

　商店街が形成されている地域で、小売商業・サービス業、その他の事業者などが団結し、共同で経済事業と地域の環境の整備改善を行いながら、商店街の振興発展と各個店の繁栄を図るための法人組織です。

▼なぜ振興組合をつくるのですか

　大型店の進出や消費者ニーズの多様化、さらに、価格競争の激化などの厳しい状況により、近年、商店街の衰退が全国的な問題としてクローズアップされています。こうした現状に対応して、活路を切り開いていくためには、商店街が一丸となって、環境整備事業や販売促進事業を積極的に展開し、地域住民に広く支持される「魅力ある街づくり」を推進する必要があります。

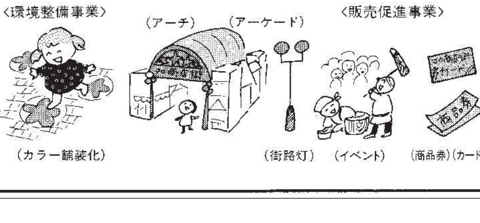
〈環境整備事業〉
（アーチ）
（アーケード）
〈販売促進事業〉
（カラー舗装化）
（街路灯）
（イベント）
（商品券）（カード）

　振興組合になると、「法的な人格」と認められ、公的な融資や助成が受けられます。また、事業協同組合とちがい、地域内の大企業（大型店や銀行等）なども組合員として参加できるので資金調達が容易になります。

▼振興組合のメリットはこんなにあります。

1.法律に基づく法人であるため、組合員の権利や義務が明確になって社会的な信頼度が高まり、金融機関への信用力も増します。
2.国や東京都、区市などの助成や公的融資の対象となります。
3.振興組合を設立し都振連に加入すると、各種の事業が活用でき、また都振連指導員による運営支援を受けることもできます。
4.税制面で優遇されます。
- ●法　人　税……協同組合等として普通法人よりも低い税率適用（年800万円以下の所得であれば15％、年800万円超の所得であれば19％）が受けられ、また中間報告書の提出は不要
- ●印　紙　税……出資証券、定款は非課税。組合・組合員間の受取書で、営業に関しない場合は非課税
- ●登録免許税……組合の設立、代表理事の変更などは非課税
- ●法人事業税……年400万円を超える所得には6.6％の軽減税率
- ●不動産取得税……商店街近代化のために高度化融資などにより取得し、5年以内に組合員に譲渡する不動産などは免除
- ●固定資産税……事務所や倉庫（敷地を除く）などは非課税
- ●事業所税……課税標準が2分の1に軽減

▼振興組合を設立するために必要なことは

　次の三つの要件を満たしているとき、発起人7人以上の設立手続きによって設立できます。

①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること。

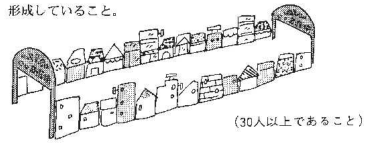

（30人以上であること）

②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと。

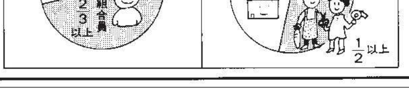③その地区内の組合員有資格者の3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業者またはサービス業を営む者であること。